

DVを取り巻く現状

配偶者からの暴力の現状と課題のまとめ

<社会の動向から>【資料3】

●男女共同参画白書

・DV被害者は、相手から離れて生活するにあたり、経済的・精神的な不安など様々な困難を抱えています。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

・16年改正：国・地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

・19年改正：市町村における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務化されるとともに、同センターにおける緊急時の安全確保が明示されました。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針

・身近な行政主体としての施策推進、生活福祉など既存福祉施策等の十分な活用を挙げています。また、市町村の配偶者暴力相談支援センターにおける役割として、一時保護後の被害者の自立に向けた継続的な支援が求められています。

●栃木県におけるDV対策の取組

・17年に基本計画を策定、県民に対する啓発、相談支援の充実、一時保護体制の充実、市町村等関係機関との連携に取り組んでいます。

<市民意識調査と本市女性相談所におけるDV相談状況から>【資料4】

●市民意識調査

・過去2年間に配偶者から暴力を受けた女性は1割以上で、男性の約1.7倍となっています。

・DV防止に必要な取組は「罰則強化」と「家庭や学校での教育」と4割が回答しています。

・DV被害者の約6割が相談をしていない状況です。

●本市女性相談所におけるDV相談状況

・19年度のDV相談件数は429件で過去5年間で約3.5倍に急増しています。また、DV防止法の改正を受け、20年度から配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

・専門家によるカウンセリング・法律相談を実施しています。

・DV相談では、女性高齢者、知的・身体的な障がい等を持った女性、外国人女性の相談も受けています。

・庁内・庁外関係部署・関係機関とのネットワークを構築する会議を開催しています。

<「配偶者からの暴力に関する調査」から>【資料5】

・最初の被害時期は「結婚（同居）してから」が4割、「交際中」と「婚約してから」が4割で、結婚前から暴力を受けていることがわかります。

・DV被害者の約6割が医師の診療やカウンセリングを受診しており、多くの被害者が「うつ状態」等の精神的なダメージを受けています。

・子どもが「DVを知っていた」と回答した人は8割を超えています。

・身体的暴力以外の精神的、経済的暴力等については、DVとしてあまり認識していない状況です。

・被害後、「どこへ相談したらいいかわからない」、「相談していることを相手に知られたら仕返しが怖い」という回答が6割を超えています。

・DV被害者が保護命令を申し立てなかった理由に、2割が「制度を知らなかった」と回答しています。また、保護命令を申し立てたDV被害者は「申立書記入の助言」や「保護命令がでるまでの安全の確保」が役立つと回答しています。

・DV被害者の過半数が暴力を振るった配偶者から追跡されたが経験あり、追跡先は「実家や友人宅」が6割を超えています。

・DV被害者の約6割が月15万円未満で生活しており、内訳は「就労による収入」が7割、次いで「貯金の切り崩し」が3割となっています。

・DV被害者は、配偶者と離れて生活を始めるにあたり、当面の生活資金の確保や、当面の住宅の確保が難しい、就職のための知識や技術がない、子どもの就学や発育に関する悩みなど、様々な困難に直面しています。

・DV被害者のうち、4割が公的機関での2次被害を受けたと回答しています。

導き出された課題

<社会の動向から>【資料3】

・被害者の様々な困難に対して、総合的な支援が必要です。
・被害者の自立に向けた具体的・継続的な支援策の構築が必要です。
・被害者の緊急時における安全確保が必要です。
・福祉などの関連部門や関係機関との連携が必要です。
・一時保護などにおける県との連携が必要です。

<市民意識調査と本市女性相談所におけるDV相談状況から>【資料4】

・DVの予防にむけた家庭や学校における男女共同参画の意識づくりや人権教育が必要です。
・相談窓口としての更なる周知や相談しやすい環境づくりが必要です。
・増加する相談件数や多様化する相談内容に対応できるよう配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実が必要です。
・高齢の被害者、障がいをもった被害者、外国人等の相談に対する配慮が必要です。
・被害者の状況に応じて対応できるよう関係部署・関係機関との情報の共有化・連携強化が必要です。

<「配偶者からの暴力に関する調査」から>【資料5】

・DVの予防につながるよう、若い世代からの幅広い世代を対象にしたDVに関する啓発が必要です。
・精神的なダメージを受けた被害者の心のケアが必要です。
・DVの目撃等により心に深い傷をもった子どもの心のケアが必要です。
・被害者を発見する可能性が高い医療機関等に対して、DV相談機関への相談を促すよう協力依頼が必要です。
・身体的暴力以外もDVであることを周知・啓発するとともに、相談窓口について広く市民に周知する必要があります。
・被害者が安心して相談できるよう被害者の安全に配慮した相談体制が必要です。
・被害者や市民に対して、保護命令制度について広く周知するとともに、申し立てに必要な支援を行う必要があります。
・DV被害者の安全確保のため、警察等との連携が必要です。
・被害者の自立に向けた就労支援や福祉施策の活用が必要です。
・被害者の子どもに対する就学や発育等に関する支援を行う必要があります。
・被害者が直面している様々な問題に対して、多岐にわたる支援が求められており、各種情報の提供や、関係部署・関係機関との連携強化が必要です。
・行政窓口等における被害者への配慮・2次被害の防止が必要です。

<課題抽出の考え方>

- (1)社会の動向から導き出された現状と課題に対応すること
- (2)市民意識調査と本市女性相談所におけるDV相談状況から導き出された現状と課題に対応すること
- (3)「配偶者からの暴力に関する調査」から導き出された現状と課題に対応すること

課題のまとめ

総 合

配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の自立を促すため、DVの予防からDV被害者の自立支援まで一貫した本市DV対策基本計画を策定する必要があります。

課題1 DV予防の拡充が必要です

- ①市民へのDVの周知・防止に向けた啓発の充実が必要です。
- ②家庭や学校における人権教育や男女共同参画意識づくりが必要です。

課題2 相談体制の充実が必要です

- ①配偶者暴力相談支援センターの更なる周知が必要です。
- ②配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実が必要です。
- ③相談時における被害者への適切な対応が必要です。
- ④外国人、障がい者等の相談に対する配慮が必要です。

課題3 被害者の安全確保が必要です

- ①一時保護前の緊急時における被害者の安全確保を図る必要があります。
- ②一時保護における関係機関との連携が必要です。

課題4 被害者の自立支援の充実が必要です

- ①自立に向けた各種情報の提供が必要です。
- ②自立に向けた住居の確保の支援が必要です。
- ③自立に向けた就労支援や福祉施策等の活用が必要です。
- ④被害者の心のケアや日常生活に関する支援が必要です。
- ⑤被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援が必要です。

課題5 推進体制の充実が必要です

- ①庁内関係部署との連携強化が必要です。
- ②関係機関とのネットワークの充実強化が必要です。
- ③民間支援団体との更なる連携と協働が必要です。